○農林水産省告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県美作市上山字大谷三〇二二の二から三〇二二の四まで、三〇二二の七、三〇二二の九、三〇二二の一四、三〇二二の一九、三〇二二の二一、三〇二二の二二、三〇二二の五六、三〇二二の五七、三〇二二の六一から三〇二二の六四まで、三〇二二の六六、三〇二二の七〇から三〇二二の七二まで、三〇二二の七四、三〇二二の七六から三〇二二の七九まで、三〇二二の八七、三〇二二の八八、三〇二二の一〇五、三〇二二の一〇六、苫田郡鏡野町羽出西谷字瀧谷一一七三の二から一一七三の四まで、字ナメラ谷一五四六の二、一五四六の三、字阿曽谷一一一五の一、一一一五の二、一一一五の四一、字祖父ケ谷一三八四の一、一三八四の二、一三八四の一三、一三八五から一三八七まで、一三八八の一から一三八八の二六まで、字上原谷三〇七の五、三〇七の六、字月出谷五五五の七、七三五、字東ケ原七三六の一から七三六の三まで、字後谷九三四、字伊木谷九五九の二、九五九の九、九五九の一〇、九五九の一三、九五九の一四、九五九の二九、字寄谷三四八、三五〇、字新摺谷三四九の一、三四九の三から三四九の一〇まで、字本谷三九二の一、三九二の一三から三九二の一五まで、字高畑六〇二の一から六〇二の三まで、六〇二の五から六〇二の一〇まで、六〇二の一三、六六三の一、六六三の五、奥津字笹畑六七五の一、六七五の二、字尾路山七一九の二から七一九の六まで、字**欅**谷七二四の二、七二五の一四、七二五の四一、字引野南原六七〇の二、六七〇の三、六七〇の五から六七〇の一一まで、字引野頭六七一の二から六七一の四まで、六七一の一六、六七一の一七、字井手口六八四の一から六八四の三まで、字引野中原六六九の四、字挽渡リ七二二の五、七二二の七、字笠菅七二七の三から七二七の八まで、七二七の一七、字後原細合奥七二八の二、字狼岩小松尾七三〇の八、字狼岩ゴゴロ七三一の二、七三一の四、七三一の五、七三三から七三四まで、箱字狸穴三五二の二、字小谷三五六、字堀切ノ向三五七の一、三五七の二、字大滑谷三五八の一、三五八の二、字入道谷三五九の一、三五九の二、三六〇、字大峪三六一から三六四まで、字段ノ谷三六八、字ヒイガ谷三六九の一から三六九の三まで、上**斎**原字越谷口九九五の一、九九五の三〇、字上ノ寺一〇九九、一一〇六の一、字大木山一二四二の一、一二四二の四三から一二四二の四六まで、真庭市粟谷字奥一ノ谷一四六七の一、一四六七の三から一四六七の六まで、字一ノ谷一四六九の一、一四六九の三、一四六九の四

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字伊木谷九五九の一三、九五九の一四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県美作市三保原字才坂七〇六、七〇七の二、七〇九、七一一、七一三、七二六、七二七の一、七二七の二、七二八から七三〇まで、七三一の一、七三一の二、七四一の二、七四二、七四五の一、七四五の二、字屋敷上七一八の一、字才坂口七二四の一、字国司七四〇、七四〇の一、七四〇の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町物見字上村奥三〇四の一四、三〇四の二三、苫田郡鏡野町富東谷字梨子の木原八九九の一、羽出字二間屋瀧の上一七〇〇の二三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上村奥三〇四の一四、三〇四の二三、字梨子の木原八九九の一、字二間屋瀧の上一七〇〇の二三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに津山市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市蒜山下長田字城連場二六の五、二六の六、字高松三一の一、三一の六、余野下字セビ谷五七六の六七、五七六の六八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市目木字木谷七七二の三、七七二の四、神字相坂三六の一、三六の二、三七の一、三七の三、字七畝頭三一、三二、三三の二、三四、三五、鉄山字笹ケ仙吉谷一二六五の一、字木拾中谷一二六七の一、津山市油木上字金広八一三の一、八一三の九、字奥の庄一二五八の一、一二五八の三、一二五八の四、一二五八の七、一二五八の八、一一、油木北字山王二〇一四、二〇一五の一、二〇一五の三、二〇一五の四、字源兵衛田二〇三〇の一、字釜尾一九九九の一、二〇一三の一、二〇一三の三、二〇一三の四、